

福島労働局発表
平成21年 7月16日

担 当	職業安定部 需給調整事業室
	室長 狩野 幸
	需給調整指導官 遠藤 好孝
	電話 024-528-0336

労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令について

福島労働局長（絹谷 国雄）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

1 労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令に係る被処分派遣元事業主

名 称 アルファ電子株式会社
代表者の職氏名 代表取締役 樽川 久夫
事業所の所在地 福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字向原60-2
届出に関する事項 届出受理年月日 平成18年10月16日
届出受理番号 特07-300292
処分理由及び処分内容 別紙1のとおり

2 労働者派遣事業改善命令に係る被処分派遣元事業主

(1) 名 称 有限会社 グッドジョブ
代表者の職氏名 代表取締役 奥山 直人
事業所の所在地 福島県郡山市富田町字下曲田14-1 ハーモニーハウス101
届出に関する事項 届出受理年月日 平成18年7月21日
届出受理番号 特07-300265
処分理由及び処分内容 別紙2のとおり

- (2) 名 称 有限会社 ランズ・アイ
代表者の職氏名 代表取締役 浜 津 宏 志
事業所の所在地 福島県郡山市富久山町福原字釜沼39-10
届出に関する事項 届出受理年月日 平成18年8月4日
届出受理番号 特07-300268
処分理由及び処分内容 別紙3のとおり
- (3) 名 称 有限会社 フロンティア
代表者の職氏名 代表取締役 杉 崎 尚 弘
事業所の所在地 福島県郡山市堤2-37 伊東ビル3-5
許可に関する事項 許可年月日 平成17年4月1日
許可番号 般07-300054
処分理由及び処分内容 別紙4のとおり
- (4) 名 称 株式会社 チームAGM
代表者の職氏名 代表取締役 大 谷 文 彦
事業所の所在地 福島県郡山市久留米2-113-7
届出に関する事項 届出受理年月日 平成19年1月16日
届出受理番号 特07-300339
処分理由及び処分内容 別紙5のとおり

アルファ電子株式会社

1 処分理由

- (1) アルファ電子株式会社（以下「アルファ電子」という。）は、平成20年2月2日から平成20年2月11日の間に、アルバイトとして雇用した66名（実数16名）を、一般労働者派遣事業の許可を受けることなく派遣先に労働者派遣し、もって、労働者派遣法第5条第1項に違反して一般労働者派遣事業を行ったこと。
- (2) アルファ電子は、平成16年10月から平成20年10月までの間に、
- ① 労働者派遣法第26条第1項の規定に違反して、労働者派遣契約の締結に際し、同項各号に掲げる事項の内容及びその内容の組み合わせごとの派遣労働者の数を定めた上で、当該定めた事項を書面に記載しておくことをせず、
 - ② 同条第5項に違反して、労働者派遣契約の締結に当たって派遣可能期間の抵触日の通知を行うことなく、
 - ③ 同法第40条の2第1項に違反して、派遣可能期間の抵触日以降も継続して、
 - ④ 同法第41条に違反して、派遣先責任者を設置せず、
 - ⑤ 同法第42条第1項に違反して、派遣先管理台帳を作成せず、
- 複数の派遣元事業主から提供を受けた労働者延べ16,074名（実数37名）を、法定の除外事由がないのに、労働者派遣契約に基づき、複数の供給先に労働者供給し、供給先の指揮命令の下、供給先の業務に従事させ、もって、職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を行ったこと。
- (3) アルファ電子は、平成20年11月に、有料職業紹介事業の許可を受けることなく、自社及び他社の雇用する労働者3人を求人者に職業紹介し、人材紹介料として求人者から紹介手数料を受け、もって、職業安定法第30条第1項に違反して有料職業紹介事業を行ったこと。

2 処分内容

(1) 労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令

アルファ電子における労働者派遣事業を、平成21年7月17日から同年8月16日までの間、停止すること。

(2) 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

イ アルファ電子において、平成21年7月1日から平成21年7月15日までに行った又は役務の提供を受けた全ての労働者派遣及び同期間中に行った又は発注した全ての請負事業について、労働者派遣法又は職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に

① 労働者派遣法第26条

② 労働者派遣法第40条の2

③ 職業安定法第44条

に係る事項について、重点的に点検すること。

ロ 処分理由の各事項に係る労働者派遣法等違反について、それぞれ、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

ハ 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に違反することのないよう、遵法体制の整備を図ること。

有限会社グッドジョブ

1 処分理由

有限会社グッドジョブ（以下「グッドジョブ」という。）は、平成17年7月から平成20年10月までの間に、

- ① 労働者派遣法第26条第1項の規定に違反して、労働者派遣契約の締結に際し、同項各号に掲げる事項の内容及びその内容の組み合わせごとの派遣労働者の数を定めた上で、当該定めた事項を書面に記載しておくことをせず、
- ② 同条第6項に違反して、派遣可能期間の抵触日の通知を受けることなく労働者派遣契約を締結し、
- ③ 同法第34条第1項に違反して、派遣労働者に対し同条に規定する事項を適正に明示せず、
- ④ 同法第35条に違反して、派遣先に対し同条に規定する事項を通知せず、
- ⑤ 同法第35条の2第1項に違反して、派遣可能期間の抵触日以降も継続して、
- ⑥ 同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳を適正に作成せず、

派遣先が、複数の供給先との間に締結した労働者派遣契約に基づき、当該供給先の指揮命令の下、グッドジョブの雇用する労働者を業務に従事させることを知りながら、派遣先に対し、グッドジョブの雇用する労働者延べ7,643名（実数15名）にわたる労働者派遣事業を行い、派遣先が行う職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を助長したこと。

2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

- (1) グッドジョブにおいて、平成21年7月1日から平成21年7月15日までに行った全ての労働者派遣及び同期間中に行った全ての請負事業について、労働者派遣法又は職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に

- ① 労働者派遣法第26条、34条、35条、35条の2及び37条
- ② 職業安定法第44条

に係る事項について、重点的に点検すること。

- (2) 処分理由の各事項に係る労働者派遣法等違反について、それぞれ、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- (3) 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に違反することのないよう、遵法体制の整備を図ること。

有限会社ランズ・アイ

1 処分理由

有限会社ランズ・アイ（以下「ランズ・アイ」という。）は、平成18年4月から平成20年10月までの間に、

- ① 労働者派遣法第26条第1項の規定に違反して、労働者派遣契約の締結に際し、同項各号に掲げる事項の内容及びその内容の組み合わせごとの派遣労働者の数を定めた上で、当該定めた事項を書面に記載しておくことをせず、
- ② 同条第6項に違反して、派遣可能期間の抵触日の通知を受けることなく労働者派遣契約を締結し、
- ③ 同法第34条第1項に違反して、派遣労働者に対し同条に規定する事項を適正に明示せず、
- ④ 同法第35条に違反して、派遣先に対し同条に規定する事項を通知せず、
- ⑤ 同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳を適正に作成せず、

派遣先が、複数の供給先との間に締結した労働者派遣契約に基づき、当該供給先の指揮命令の下、ランズ・アイの雇用する労働者を業務に従事させることを知りながら、派遣先に対し、ランズ・アイの雇用する労働者延べ5,761名（実数17名）にわたる労働者派遣事業を行い、派遣先が行う職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を助長したこと。

2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

- (1) ランズ・アイにおいて、平成21年7月1日から平成21年7月15日までに行った全ての労働者派遣及び同期間中に行った全ての請負事業について、労働者派遣法又は職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に

- ① 労働者派遣法第26条、34条、35条及び37条
- ② 職業安定法第44条

に係る事項について、重点的に点検すること。

- (2) 処分理由の各事項に係る労働者派遣法等違反について、それぞれ、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- (3) 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に違反することのないよう、遵法体制の整備を図ること。

有限会社フロンティア

1 処分理由

有限会社フロンティア（以下「フロンティア」という）は、平成16年10月から平成20年10月までの間に、

- ① 労働者派遣法第26条第1項の規定に違反して、労働者派遣契約の締結に際し、同項各号に掲げる事項の内容及びその内容の組み合わせごとの派遣労働者の数を定めた上で、当該定めた事項を書面に記載しておくことをせず、
- ② 同条第6項に違反して、派遣可能期間の抵触日の通知を受けることなく労働者派遣契約を締結し、
- ③ 同法第34条第1項に違反して、派遣労働者に対し同条に規定する事項を適正に明示せず、
- ④ 同法第35条に違反して、派遣先に対し同条に規定する事項を通知せず、
- ⑤ 同法第35条の2第1項に違反して、派遣可能期間の抵触日以降も継続して、
- ⑥ 同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳を適正に作成せず、

派遣先が供給先との間に締結した労働者派遣契約に基づき、当該供給先の指揮命令の下、フロンティアの雇用する労働者を業務に従事させることを知りながら、派遣先に対し、フロンティアの雇用する労働者延べ2,180名（実数2名）にわたる労働者派遣事業を行い、派遣先が行う職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を助長したこと。

2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

- (1) フロンティアにおいて、平成21年7月1日から平成21年7月15日までに行った全ての労働者派遣及び同期間中に行った全ての請負事業について、労働者派遣法又は職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に

- ① 労働者派遣法第26条、34条、35条、35条の2及び37条
- ② 職業安定法第44条

に係る事項について、重点的に点検すること。

- (2) 処分理由の各事項に係る労働者派遣法等違反について、それぞれ、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

- (3) 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に違反することのないよう、遵法体制の整備を図ること。

株式会社チームAGM

1 処分理由

株式会社チームAGM（以下「チームAGM」という）は、平成19年10月から平成20年10月までの間に、

- ① 労働者派遣法第26条第1項の規定に違反して、労働者派遣契約の締結に際し、同項各号に掲げる事項の内容及びその内容の組み合わせごとの派遣労働者の数を定めた上で、当該定めた事項を書面に記載しておくことをせず、
- ② 同条第6項に違反して、派遣可能期間の抵触日の通知を受けることなく労働者派遣契約を締結し、
- ③ 同法第34条第1項に違反して、派遣労働者に対し同条に規定する事項を適正に明示せず、
- ④ 同法第35条に違反して、派遣先に対し同条に規定する事項を通知せず、
- ⑤ 同法第37条第1項に違反して、派遣元管理台帳を適正に作成せず、

派遣先が、複数の供給先との間に締結した労働者派遣契約に基づき、当該供給先の指揮命令の下、チームAGMの雇用する労働者を業務に従事させることを知りながら、派遣先に対し、チームAGMの雇用する労働者延べ490名（実数3名）にわたる労働者派遣事業を行い、派遣先が行う職業安定法第44条に違反する労働者供給事業を助長したこと。

2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

- (1) チームAGMにおいて、平成21年7月1日から平成21年7月15日までに行った全ての労働者派遣及び同期間中に行った全ての請負事業について、労働者派遣法又は職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に

- ① 労働者派遣法第26条、34条、35条、及び37条
- ② 職業安定法第44条

に係る事項について、重点的に点検すること。

- (2) 処分理由の各事項に係る労働者派遣法等違反について、それぞれ、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- (3) 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律の規定に違反することのないよう、遵法体制の整備を図ること。

参 考

○ 労働者派遣法

(一般労働者派遣事業の許可)

第5条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(事業廃止命令等)

第21条 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が第6条各号(第4号を除く)のいずれかに該当するときは、当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業(2以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。以下この項において同じ。)の開始の当時同条第4号に該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律(次章第4節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(契約の内容等)

第26条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他労働者派遣に係る派遣労働者の就業(以下「派遣就業」という。)の場所
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

5 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第1項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第1項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

6 派遣元事業主は、第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約

に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者ととの間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
- 二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であって当該派遣労働者に係るもの
- 三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣先への通知)

第35条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第18条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となったことの確認の有無に関する事項であって厚生労働省令で定めるもの
- 三 その他厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣の期間)

第35条の2 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第40条の2第1項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初以降継続して労働者派遣を行ってはならない。

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称
- 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 四 始業及び就業の時刻
- 五 従事する業務の種類
- 六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第40条の2 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（次に掲げる業務を除く。第3項において同じ。）について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

- 一 次のイ又はロに該当する業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務。
 - イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務
 - ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに該当する業務
 - イ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの
 - ロ その業務が一箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の一箇月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数以下である業務
- 三 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合における当該労働者の業務
- 四 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務

（派遣先責任者）

第41条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

- 一 次に掲げる事項の内容を、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。
 - イ この法律及び次節の規定により適用される法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）
 - ロ 当該派遣労働者に係る第39条に規定する労働者派遣契約の定め
 - ハ 当該派遣労働者に係る第35条の規定による通知
- 二 第40条の2第5項及び次条に定める事項に関すること。
- 三 当該派遣労働者からの申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣元事業主との連絡調整を行うこと。
- 五 前号に掲げるもののほか、当該派遣元事業主との連絡調整に関すること。

（派遣先管理台帳）

第42条 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先事業主の氏名又は名称
- 二 派遣就業した日
- 三 派遣就業した日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
- 四 従事した業務の種類

五 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項

六 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項

七 その他厚生労働省令で定める事項

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

◇労働者派遣法施行規則

第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

二 法第21条第2項の規定による命令

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

(罰則)

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

二 第5条第1項の許可を受けずに一般労働者派遣事業を行った者

四 第14条第2項又は第21条の規定による処分に違反した者

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

三 第49条の規定による処分に違反した者

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

三 第34条、第35条、第35条の2第1項、第37条、第41条又は第42条の規定に違反した者

○ 職業安定法

(有料職業紹介事業の許可)

第30条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(労働者供給事業の禁止)

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

(罰則)

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一 第30条第1項の規定に違反した者

九 第44条の規定に違反した者

